令和８年１０月１４日
午 後 ２ 時 ～ ３ 時
山科区役所第３会議室

令和８年度　山科区地域保健推進協議会　次第

１　開会挨拶
山科区役所保健福祉センター長

２　部会長及び副部会長選任

３　議事
議題１　京都市保健所運営協議会委員に係る部会代表委員の選出について

議題２　令和７年度地域保健活動実績報告について

議題３　令和８年度地域における健康課題と取組について

山科区地域保健推進協議会について（概要）

１　会議の位置づけ

・　地域保健法第１１条において、「地方公共団体は保健所の所管区域内の地域保健等に関する事項を審議させるために、地方公共団体の条例で定めて運営協議会を設置する」旨が規定されており、京都市では、同条の規定に基づき、京都市保健所運営協議会条例などの法令を制定し、「京都市保健所運営協議会」を設置している。

（参考）地域保健とは

主に、母性及び乳幼児並びに老人の保健、歯科保健、精神保健、感染症その他の疾病の予防、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項のことを指す。

・　また、京都市保健所運営協議会条例第６条において、「京都市保健所の支所（区役所）において行う事業に関する事項を審議させるため、京都市保健所の支所に部会を置く」旨が規定されており、同条に基づき、京都市保健所運営協議会の部会という位置づけで、山科区地域保健推進協議会を設置している。

２　目的

山科区域において行う地域保健事業（成人保健・精神保健・難病・母子保健・感染症）に関する事項を審議することを目的としている。

３　委員（別紙「山科区地域保健推進協議会委員名簿」）

・　京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱第３条に基づき、医療関係団体、福祉関係団体、地域住民団体、学識経験者及び警察機関・消防機関の枠組みで関係団体から委員を計１１名選出いただくとともに、利用者側から公募委員を募り１名参画いただいている。

・　委員の任期は、２年であり、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までとなっている。

４　その他

山科区地域保健推進協議会は、「京都市市民参加推進条例」の附属機関等に当たる会議体であり、京都市市民参加推進条例第７条に基づき、公開の会議となっている。

山科区地域保健推進協議会委員名簿

令和8年10月1日現在

区　　分	氏　名	所　　属
医療関係団体代表	榎堀　徹	山科医師会会長
医療関係団体代表	宮本　保幸	山科歯科医師会会長
医療関係団体代表	武山　裕美子	山科薬剤師会代表
医療関係団体代表	清水　一美	京都府助産師会代表
福祉関係団体代表	北村　秀明	山科区社会福祉協議会会長
福祉関係団体代表	藤井　真理	山科区民生児童委員会副会長
地域住民団体代表	中嶋　惠二	山科区健康長寿推進協議会会長
地域住民団体代表	粟津　昭夫	山科区老人クラブ連合会会長
地域住民団体代表	笹山　文美代	山科区地域女性連合会会長
学識経験者	橋戸　好美	京都府医師会看護専門学校助産学科教務主任
警察機関・消防機関代表	河口　佳弘	山科警察署長
公募委員	浅井　道代	

（令和８年度　山科区地域保健推進協議会）

資　料

○　京都市保健所運営協議会委員に係る部会代表委員の選出について　…　Ｐ１

○　令和７年度地域保健活動実績報告　…　Ｐ２

○　令和８年度山科区地域における健康課題と取組について　…　Ｐ６

○　京都市保健所運営協議会条例　…　Ｐ７

○　京都市保健所運営協議会条例施行規則　…　Ｐ９

○　京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱　…　Ｐ10

【別冊】

○　令和８年度京都市保健所運営方針

京都市保健所運営協議会委員に係る部会代表委員の選出について

１　概要

・　京都市保健所運営協議会については、地域保健法第１１条に基づき、京都市保健所の所管区域内の地域保健等を審議させることを目的に設置している。

・　委員については、京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱第２条により、保健所運営協議会の各部会において選出される代表者その他保健所の運営に関し専門の知識を有する者を、市長が委嘱することとなっている。

・　現在の京都市保健所運営協議会（以下「本会」という。）の委員は、令和８年１０月３１日をもって任期が満了することから、令和８年１１月１日付けで委員の全体改選を行われる。

・　本会の委員については、同要綱第２条の規定により、各区地域保健推進協議会から代表委員１名を選出することとなっている。

２　就任期間等

⑴　就任期間　　令和８年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで（２年間）

⑵　協議会開催数　　およそ年２回（１回当たり２時間程度）

（山科区地域保健推進協議会）

令和７年度地域保健活動実績報告

１　成人保健

（１）がん検診受診者数

	令和７年度	令和６年度
肺がん検診	１，５２８人	１，４６８人
胃がん検診	４８１人	３７０人
大腸がん検診	２，１２９人	２，１０４人
乳がん検診	８５７人	９６４人
子宮頸がん検診	２，２２８人	２，０４９人
前立腺がん検診	５３８人	４２３人
胃がんリスク層別化検診	１７人	２２人

（２）健康教室

	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
集団健康教育	５回	６３人	３回	４０人
出前教室	７回	４７８人	９回	５８３人
防煙セミナー	２回	１７７人	２回	１９６人
健康づくりグループ育成	６回	１５６人	６回	１４５人

（３）食育セミナー

	令和７年度	令和６年度
実施回数	１０回	１３回
延参加者数	１０９人	１４４人

（４）歯科保健

	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延相談・参加者数	実施回数	延相談・参加者数
成人・妊婦歯科相談※	１１回	５４人	１２回	９４人
お口からはじめる生活習慣病予防教室	１回	６人	１回	１４人

※　令和７年１０月より「成人歯科相談」に変更。妊婦については指定医療機関での「妊婦歯科健診・パートナー歯科健診（新規事業）」で対応

２　精神保健

（１）精神障害者保健福祉手帳

	令和７年度	令和６年度
交付件数	２，８１３件	２，６２８件

＊　精神保健福祉手帳は２年毎の手続き（更新）が必要。

（２）自立支援医療費（精神通院）

	令和７年度	令和６年度
給付決定件数	３，８６１件	３，８００件

＊　自支援医療は毎年の手続き（更新）が必要。

（３）精神保健福祉相談事業

	令和７年度	令和６年度
延相談件数	39 件	６６件

（４）地域生活安定化支援事業（デイケア）

	令和７年度	令和６年度
開催回数	６回	９回
延参加者数	１５人	１７人

（５）家族懇談会

	令和７年度	令和６年度
開催回数	１回	１回
延参加者数	１７人	２４人

（６）地域精神保健福祉連絡協議会事業（こころのふれあいネットワーク）

	令和７年度	令和６年度
延参加者数※	２２人	２４人

※事業所交流会の参加者数（区役所職員等を除く。）

【参考】（６）の令和７年度事業内容

項　　目	内　　容
事業所交流会 （実施回数：１回 参加者：延 22 名）	グループワークを実施するなど、事業所間での交流や情報交換を行った。
「やましなこころのマルシェ」の開催 （ふれあいまつりでのゲーム参加者数：227 名 西野山タウンミーティングでのゲーム参加者数：43 名）	令和７年１１月２３日の山科区ふれあいまつり、令和７年１２月１３日の西野山タウンミーティングで、「やましなこころのマルシェ」として、啓発ブースを出展した。来場者にゲーム等に参加してもらい、「山科こころの健康を考える会」の啓発資料や下記講座のチラシを配布し、普及啓発を行った。
発達障害に関するオンライン講座の開催（参加者：４名）	令和８年１月１５日に発達障害についての啓発を図るため、オンライン講座を開催した。当事者及びその家族、関係者を対象とし、正しい知識や支援の実際について学びを深める内容で行った。参加者は主に支援者であった。

３　難病

（１）難病患者相談

	令和７年度			令和６年度		
延相談件数	訪問	面接	電話	訪問	面接	電話
	２１件	２３件	４３件	４件	３件	７件

（２）特定医療費

	令和７年度	令和６年度
受給者数	１，３０１件	１，２７５件

＊　令和７年４月１日から、医療費助成対象となる指定難病数は３４８疾病に、障害者総合支援法のサービス対象疾病は３７６疾病に拡大された。

４　母子保健

出生数は京都市、山科区ともに減少傾向である。

	令和７年	令和６年
出生数（山科区）	６８９人	６９５人
出生数（京都市）	７，２３２人	７，２９０人

＊　京都市推計人口統計調査より（出生数は１月～12月）

（１）母子健康手帳

	令和７年度	令和６年度
交付件数	７４８件	７３２件

（２）妊婦訪問（こんにちはプレママ事業）

	令和７年度	令和６年度
訪問指導件数	３１９（１５５）件	３３３（１０５）件

＊　（　）内はハイリスク妊婦件数を再掲

（３）新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	令和７年度	令和６年度
対象者数	６９４人	７０１人
訪問指導件数	６５４件	６６６件

（４）乳幼児健康診査

	令和７年度		令和６年度	
	受診者実数	受診率	受診者実数	受診率
４か月児健診	６６８人	９８．５％	６７８人	９８．８％
８か月児健診	６５９人	９７．９％	６８５人	９８．７％
１歳６か月児健診	６４７人	９８．５％	６８３人	９６．９％
３歳児健診	６７１人	９７．０％	６７４人	９６．６％

（５）家庭訪問型継続的個別支援

	令和７年度	令和６年度
延訪問件数	２１２件	２４５件

（６）離乳食講習会

	令和７年度	令和６年度
実施回数	１２回	１１回
参加者数	１１６人	１０６人

（７）乳幼児歯科相談

	令和７年度	令和６年度
延相談件数	４５件	２８件

（８）親子の健康づくり講座

	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
プレママパパ教室	８回	６６組	８回	８０組
所内実施型	６回	２３組	６回	１６組
地域出張型	５回	３２組	４回	２９組
思春期健康教育	２回	１１３人	３回	２８８人

（９）親子すこやか教室

	令和７年度	令和６年度
実施回数	９回	３回
延参加者数	２３組	７組

５　感染症　　＊（１）（２）（３）は　１月～１２月の実績値

（１）感染症届出（結核除く）

	令和７年	令和６年
届出数	８０件	２７件

（２）結核

	令和７年	令和６年
新規登録者数	１３人	１１人
年末時登録者数	２９人	２５人
罹患率	１０．０	８．４
喀痰塗抹陽性者数	４人	１人
潜在性結核感染症患者数	１２人	８人

【罹患率】

	R7	R6
京都市	10.3	10.6
全　国	8.0	8.1

（３）ＢＣＧ接種　※全市の実施数

	令和７年	令和６年
接種者数	６，８４８人	６，９８９人

＊　令和元年８月から協力医療機関における完全個別接種化

山科区地域における健康課題と取組について

健康課題	主な取組項目	令和7年度の取組	令和8年度の取組
1 ・高齢化の進行及び高齢単身者世帯の増加→支援を必要とする高齢者が増加 ・介護認定率の上昇 ・平均寿命と健康寿命の差は全国比で男女とも1.2歳の格差 ・介護を受けず健康で過ごせる期間（健康寿命）を伸ばす必要がある	A 〇オーラルフレイル・フレイル予防 ・「山科わっはっは体操」の普及啓発 ・口腔機能測定の実施等による口腔機能の把握や体操効果の発信 ・健康づくりサポーターの活動支援、住民主体の健康づくり	a **「山科わっはっは体操」の活用及び普及啓発** ・CD・DVDの貸出や各種事業やイベント等での放映、実践、紹介。YouTube（二次元コード）を活用した普及啓発 ・所内外での健康教室や健康づくりサポーター事業等を活用した口腔機能測定の実施及びオーラルフレイルに関する啓発 **健康づくりサポーターの活動支援による健康づくり** ・「キャット・ハンズ体操」（ロコモ予防体操）やウォーキングの定例実施 ・「クイズdeたのしく 健康ウォーキング」の実施 **地域に出向いての健康教室** ・すこやか学級等地域に出向いて、お口の健康やフレイル予防に関する講話及び測定等を実施 **在宅医療・介護連携推進協議会での協働** ・医療介護保健各分野でオーラルフレイルに関する普及啓発、イベントでの口腔機能測定の実施	**オーラルフレイル・フレイル予防に向けた取組** ・関係機関連携や各事業等での口腔機能測定器の実施 ・「山科わっはっは体操」を活用した啓発（DVD、YouTube、チラシ等）及びオーラルフレイル予防に関するチラシの印刷、配布 ・健康ウォーキングの実施、健康づくりサポーター活動（ロコモ予防体操・ウォーキング）の支援・周知。 ・「キャット・ハンズ体操」の新規参加者増に向け、内容に「モルック」を追加して開催 ・山科区誕生50周年記念事業実行委員会と共催し、より幅広い年代の参加を募るため、土曜日開催や子ども向けワークショップを取り入れる等内容を充実して実施 ・洛和会との協定を活用し、健康ウォーキングのプレイベントとして、健康測定会を開催。幅広い年代の参加を募るため、土曜日開催とし、計測機器や講話の内容も工夫して実施。
2 ・各種健診（検診）受診率が低い ・悪性新生物による死亡数が多い ・生活習慣病有病者割合が高い	B 〇生活習慣の改善及びがん対策 ・がん予防・早期発見のための啓発等 ・生活習慣病予防、糖尿病の発症・重症化予防の取組 ・若い世代に向けた健康づくりに関する普及啓発 ・骨粗しょう症への対策	b **あらゆる機会を捉えた健（検）診受診勧奨** ・各種会議や地域での出前教室、関連事業での各種健（検）診に関するチラシ配架や大腸がん検診検査キットの配布 ・やましな健康フェスタ2025での乳がん及び大腸がんに関する啓発 **「山科健康づくりだより」を活用した情報発信** ・年3回定期的に発行し、健康づくりや各種健（検）診、イベント等の情報を掲載 **生活習慣病予防のための健康教室** ・望ましい生活習慣の獲得を目的に、病態・栄養・歯科・運動等の内容を取り入れた糖尿病予防教室を実施 ・子どもはぐくみ室と連携し、妊娠中のプレママ及びプレパパの若い世代を対象とした骨密度測定、骨粗しょう症予防の啓発 ・キャット・ハンズ体操の主な参加者層である高齢者を対象とした骨密度測定、骨粗しょう症対策の啓発	**機会を捉えた各種健診（検診）の啓発・生活習慣改善に向けた取組** ・糖尿病予防教室及び食育セミナーの実施 ・山科健康づくりだより」の発行（年3回） ・幅広い対象への骨粗しょう症対策の実施 他課連携や既存事業を活用し、若い世代から高齢者まで対象を拡大し、対象に応じた内容で骨粗しょう症対策を実施（プレママ・パパ教室、キャット・ハンズ体操＆モルック） ・大学等と連携し、若い世代への喫煙による影響や健（検）診受診の必要性の周知 ・やましな健康フェスタの開催 ・区役所実施事業や待合場所の掲示板への掲示等での啓発
3 ・結核罹患率が高く、高齢者の罹患割合、外国出生者の新規登録者が増加 ・全国的に性感染症が増加	C ・結核の正しい理解の普及啓発 ・胸部検診の周知 ・結核の早期発見・蔓延防止 ・エイズ、梅毒、その他感染症予防の啓発	c **高齢者をターゲットとした結核対策** ・結核罹患率の高い高齢者を対象とし、2か所の老人福祉センターで結核に関する知識の普及及び胸部検診の勧奨 ・地域のすこやか学級等の出前教室において、結核に関する知識や予防対策等の啓発、胸部検診の勧奨 **若い世代をターゲットとした性感染症に関する啓発イベントの実施** ・大学と連携し、世界エイズデーのイベントとして、性感染症全般に関する知識や予防対策の啓発、無料検査の紹介等	**機会を捉えた感染症予防、早期発見・治療などの啓発（関係機関会議）** ・高齢施設・事業所と連携し、結核予防のための高齢者への重点的な啓発、受診勧奨 ・各種関係機関会議等の機会を捉え、結核、感染症の対策に関する普及 ・出前健康教室、学校保健との連携 ・大学や青少年活動センター等と連携し、若い世代への性感染症への知識の普及、予防に関する啓発を継続的に実施
4 ・出生数の減少 ・若年、未婚、貧困家庭、ひとり親世帯、出産・育児の不安が高い世帯が多い ・地域での見守り、支援が必要な児童等が多い	D ・妊娠期からの切れ目のない支援 ・課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援 ・妊娠出産に関する正しい知識の普及啓発 ・地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりの促進	d **母子健康手帳から始まる切れ目のない支援の更なる強化** ・「妊婦支等援事業」の実施。 **妊婦や不安の高い子ども・子育て世代への育児不安の軽減** ・プレママ・パパ教室、親子すこやか教室、親子の健康づくり講座等を通じ、育児不安軽減への取組関わり等を実施。 **思春期健康教育** ・依頼のあった2校（小学校1、高校1）に対し実施。小学校では命の大切さ、高校ではライフプランについても講義。洛和会音羽病院とも連携し、効果的に実施ができた。 **地域のネットワーク運営・活用・情報発信** ・基幹ステーション会議、子育て支援連絡会研修会を開催。地域における子育て支援状況や課題を共有。 ・地域の子育て支援機関の実施する取組等を山科はぐくみだより・はぐくーもKYOTOに掲載し情報発信。また、情報の受け取り方法やニーズを把握するため、保護者アンケートを実施。次年度にむけ「山科はぐくみだより」の掲載内容を見直した。 ・子育て情報誌「やましなっこおめでとうガイド」を改訂し出生届を出した全ての方に配布。	**子ども・子育て家庭への取組** ・思春期健康教育の実施 時代の情勢に合わせたテーマ（妊娠、出産、子育て、生命尊重、性に関する正しい知識、感染症予防、防煙等）、洛和会音羽病院等と連携し、効果的に実施する。 ・子育てライフプラン講座の開催 同じ境遇の子育て家庭（育児不安が高い、地域に知り合いがおらず相談する人がいない等）が、地域の親同士、地域の子育て機関と繋がるきっかけをサポートし、健全な子育てに向かうことができるように導く。 ・子育て支援連絡会研修会等の実施（年1回以上） ・地域の子育て情報の発信 「山科はぐくみだより」に掲載している地域情報を拡充し、季節に応じたテーマで各学区の遊び場や子育て支援施設の紹介等を行い、山科区の魅力を発信していく。また、子育て情報誌「やましなっこおめでとうガイド」を出生届を出された全ての方に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を通じ配布する。
5 ・自立支援医療（精神通院），精神保健福祉手帳所持者が多く、年々増加 ・精神疾患・障害による、生活のし辛さや不安等がある ・要支援者のみの世帯、介護者の高齢化，子どもの養育の課題など、家庭状況に困難さを伴う世帯が多くみられる	E ・関係機関同士の連携を強め、支援のネットワークを構築 ・精神保健福祉に関する啓発や情報提供により、障害のある人の地域生活を支援する環境づくり	e **「山科こころの健康を考える会」の取組による障害理解と支援** ・「やましなこころのマルシェ」 地域住民等にとってより身近な場所へ出向き、多くの方にこころの健康について関心を持っていただく機会を展開した。R7年度は、ふれあいまつりと西野山タウンミーティングの2か所へ出展し、普及啓発を実施した。 ・「発達障害に関するオンライン講座」の開催 発達障害についての啓発を図るため、当事者及びその家族、関係者を対象としてオンライン講座を実施した。 ・「事業所交流会」の開催 事業所運営等での課題や工夫点を共有することができた。また、今年度新規加入された事業所の参加もあり、参画機関の拡大や関係機関間の連携強化にも繋がった。	**「山科こころの健康を考える会」の取組による障害理解と支援** ・「やましなこころのマルシェ」 R7年度に引き続き、ふれあいまつりと西野山タウンミーティングに出展し、幅広い世代の方に啓発する機会を実施。こころの健康についての情報に容易にアクセスできる啓発媒体も作成する。 ・「事業所交流会」の開催 新たに会に参加する事業所との交流、意見交換、研修を行うことによって関係機関同士の交流を深め、地域支援体制の強化を図る。 ・「構成団体向け勉強会」の開催 障害者雇用についての勉強会を開催し、就労系サービスを利用している方の支援の在り方等について学びを深める機会とする。

京都市保健所運営協議会条例

（設置）

第１条　地域保健法第11条の規定に基づき、京都市保健所に京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　協議会は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、関係行政機関の職員、保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第５条　協議会は、京都市保健所の所長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第６条　協議会は、京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年１月８日条例第37号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

京都市保健所運営協議会条例施行規則

（部会）

第１条　京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

（１）　会長が指名する委員

（２）　当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

２　部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

３　部会長及び副部会長は、その部会に属する第１項各号に掲げる者（以下「部会員」という。）の互選により定める。

４　部会長は、その部会の事務を掌理する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

（部会の招集及び議事）

第２条　部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

２　部会長は、会議の議長となる。

３　部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第３条　協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、京都市保健所運営協議会の委員及び部会員のうち市長が委嘱する者の選任について、必要な事項を定める。

（運営協議会委員の委嘱等）

第２条　京都市保健所運営協議会の委員は、保健所運営協議会の各部会において選出される代表者その他保健所の運営に関し専門の知識を有する者を、市長が委嘱する。

（保健所運営協議会部会員の委嘱等）

第３条　京都市保健所運営協議会の部会員のうち市長が委嘱する者は、次に掲げる者の中から、部会が置かれる保健センターの長の内申に基づき、委嘱する。

⑴　医療関係団体代表
⑵　福祉関係団体代表
⑶　地域住民団体代表
⑷　学校保健関係者代表
⑸　職域保健関係者代表
⑹　学識経験者
⑺　利用者代表
⑻　警察機関・消防機関代表
⑼　その他適当と認められる者

２　前項第７号による部会員は、京都市市民参加推進条例第８条第２項による公募により選任するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成２２年４月１日から施行する。

（関係要綱の廃止）

２　京都市保健所運営協議会の委員に関する要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は平成２３年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成３０年７月２０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。